

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

課室名

森林環境部 林業振興課

件名 県産特用林産物の放射性物質検査について

【平成 2 6 年度の検査状況について】

○検査品目

厚生労働省の「農畜水産物等の放射性物質検査について」の中で対象とされている特用林産物のうち、本県における生産量の多い栽培きのこ、たけのこ、食用とされる主要な野生きのこ、主要な山菜（野生）を検査対象としている。

○平成 2 6 年度の検査品目

- ・原木しいたけ（露地栽培） ・原木まいたけ ・原木なめこ
- ・野生きのこ ・たらのめ ・わらび ・ふきのとう
- ・たけのこ 計 8 品目

○基準値など

きのこ等を含む一般食品について

平成 24 年 3 月 31 日までの暫定規制値 500 Bq/kg

平成 24 年 4 月 1 日からの基準値 100 Bq/kg

○検査結果（H 2 7 年 3 月 1 7 日時点）

県内各地の品目（103 検体）を計画的に検査した結果、出荷制限区域（富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖）の野生きのこ 1 4 検体から基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出されたが、他の検体の検査結果はいずれも不検出または基準値以下だった。

〈検査の内訳〉

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| ・ 山菜（野生） ※たらのめ、わらび、ふきのとう | 1 2 検体（検査回数： 6 回） |
| ・ 野生きのこ | 8 1 検体（検査回数： 7 回） |
| ・ 原木しいたけ（露地栽培） | 5 検体（検査回数： 4 回） |
| ・ その他栽培きのこ | 4 検体（検査回数： 2 回） |
| ・ たけのこ | 1 検体（検査回数： 1 回） |

合計 1 0 3 検体（検査回数： 1 5 回）

※ 野生きのこ 8 1 検体のうち、出荷制限区域内の野生きのこは 6 1 検体であり、そのうち 1 4 検体から基準値（100Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された。

※ 異なる品目を同じ日に検査を行うこともあり、合計の検査回数は一致しない。

【野生きのこの出荷制限区域について】

○ 経緯

- ・ 平成24年10月、富士吉田市、鳴沢村及び富士河口湖町で発生した野生きのこから基準値を超える放射性セシウムが検出されたため、県では、採取、出荷及び摂取の自粛を採取者に要請した。また、国から出荷制限の指示が出された。
- ・ また、出荷制限区域内で発生した野生きのこのうち、平成25年度13検体、平成26年度14検体から基準値を超える放射性セシウムが検出され、出荷制限の指示は継続している。

○ 出荷制限の指示に伴う対応

- ・ 出荷制限の指示が出された3市町村の野生きのこについて、県は市町村と協力し、ホームページ・看板・チラシ等で、採取・出荷・摂取の自粛を採取者に要請するとともに、販売者などに対して巡回指導を行い、流通・販売しないよう周知した。
- ・ 出荷制限区域以外の市町村で採取された野生きのこについて、販売者などに対して、産地の市町村名を表示するよう協力を求めた。

○ 解除の条件

原子力災害対策本部では、出荷制限解除の条件を次のとおり示している。

- ・ 原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて基準値以下であること。（野生きのこについては、管理の困難性を考慮して検体数を増加する。また、検査結果が安定して基準値を下回ることが確認できるよう検査すること。）
- ・ 解除申請に係る区域内で他の地点より高い放射性セシウム濃度の検出が見込まれる地点で検体を採取し、繰り返し分析を行っても基準値を超える分析値が出ないことが統計的に見て推定できること。

【平成27年度の検査計画について】

引き続き、食の安全・安心を確保するため、県産の特用林産物について放射性物質検査を実施する。

平成27年度検査計画については、原子力災害対策本部の「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の改正が示されたところで作成する予定である。